議案第75号

瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・ 子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39 号)の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

> 瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加える。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表 新 \Box 目次 略 目次 略 第1章 略 第1章 略 第2章 略 第2章 略 第1節及び第2節 略 第1節及び第2節 略 第3節 特例施設型給付費に関する 第3節 特例施設型給付費に関する 基準 基準 第35条 略 第35条 略 (特別利用教育の基準) (特別利用教育の基準) 第36条 略 第36条 略 2 略 2 略 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定によ 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定によ り特別利用教育を提供する場合には、特定 り特別利用教育を提供する場合には、特定 教育・保育には特別利用教育を、施設型給 教育・保育には特別利用教育を、施設型給 付費には特例施設型給付費を、それぞれ含 付費には特例施設型給付費を、それぞれ含 むものとして、前節(第6条第3項及び第7条 むものとして、前節(第6条第3項及び第7条 第2項を除く。)の規定を適用する。この場 第2項を除く。)の規定を適用する。この場 合において、第6条第2項中「特定教育・保 合において、第6条第2項中 育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以 下この項において同じ。)」とあるのは「特 定教育・保育施設(特別利用教育を提供して いる施設に限る。以下この項において同 じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19 「利用の申込みに係る法第19 条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあ 条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあ るのは「利用の申込みに係る法第19条第2 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

るのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1

教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同

条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子

どもに該当する教育・保育給付認定子ども」

と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの

区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1

号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども、制利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第3章及び第4章 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。

号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第3章及び第4章 略